

【令和6年度定期監査】

# 監査結果の公表

(工業用水道部)

令和6年10月

鹿児島県監査委員



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和6年度の定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月11日

鹿児島県監査委員	松菌 英昭
同	大菌 豊
同	おさだ康秀
同	松田 浩孝

## 第1 監査の概要

鹿児島県監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠し、以下のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

財務監査

### 2 監査対象機関の名称及び監査実施期間

工業用水道部工業用水課について、令和6年6月21日及び同年7月30日に実施した。

### 3 監査の対象

令和5年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正に行われているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかの観点から実施した。

### 5 監査の実施内容

収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

## 第2 監査の結果

経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められた。